JAPAN Neko-Dasuke NETWORK
[p-1]
2014 平成26年4月 号外37
いのちにやさしいまちづくり
NEWS 号外 vol.37
Neko-Dasuke http://www.nekodasuke.net
facebook.com/nekodasuke
NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

猫や動物たちとの素敵な共生を目指す毎日の活動の合間に・・・

地域猫セミナーを行いました。

飼い主のいない猫セミナー・地域猫ってな～に。4月13日、所沢市内の自治会館で畳敷の広間に50名近くも参加されました。とこねこネットの斉藤代表が、今回は個人の立場から地域密着型を目指して主催しました。ねこだすけが協力し、代表の工藤久美子が講演しました。右の写真はこの会場を覗く手術済の耳カット猫です。

5月の下旬には、前回のセミナーで強く迷惑被害を訴えていた住民の方々と、その地域での開催を計画しています。

すみだの力応援基金の一環として、すみだ地域ねこの会庄司代表が、昨年から連続5会の地域猫セミナーを開催し、3月29日に最終回をむかえました。ねこだすけは協働として、パネル展示や第四回目の講師に代表工藤が参加しました。

台東区地域猫講習会　3月15日開催。同区では独自の仕組みで地域猫対策を推進し、ほぼ10年経過しています。展示スペースには数日間に渡り、地域猫対策のポスターなどが多く掲出されました。ねこだすけからも地域猫パネルを提供し、代表工藤が講演しました。

港区まちの猫セミナー　3月8日、みなと保健所が開催しました。港区では以前から地域猫対策を、区内五箇所の支所で受け持つため、各支所から多数の職員が参加されていました。講師は環境省発行の「通称・地域猫ガイドライン」制作検討委員浅野明子弁護士と、ねこだすけ代表工藤が担当しました。

この日は新宿区・人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会の、年に一度の総会も開かれたため掛け持ちでした。左の写真は同会名誉会長、新宿区中山弘子区長。隣は同会長のねこだすけ工藤。

国分寺にゃんにゃんセミナー　3月1日、国分寺市と国分寺地域猫の会（猫のゆりかご）が共催し、協力がNPOねこだすけです。練馬区保健所の地域猫対策担当職員石森信雄氏とねこだすけ代表工藤が講演しました。

飼い主のいない猫対策セミナー　2月22日、にゃんにゃんの日。所沢市が主催し、所沢ねこのネットワークとNPOねこだすけの協力で行いました。講師をチームSLP主宰の田矢さんとねこだすけ工藤が担当しました。

地域猫講演会　2月21日、地域猫に関する講演会を池袋保健所が主催し、ねこだすけ代表工藤が講師に招かれました。

習志野にゃんにゃんセミナー　1月18日、ならしの地域ねこ活動主催、後援が習志野市で宮本泰介市長が来場されご挨拶をいただきました。習志野保健所梅谷綾子氏とねこだすけ工藤が講演を担当し、NPOふなばし地域ねこ活動の清水代表が協力しています。

江東区保健所と同区の飼い主のいない猫適正飼養普及員会議が主催し、平成25年12月1日に飼い主のいない猫を考えるセミナーを開きました。のらねこ学入門のちゃま坊こと荒川ヨシオ獣医師と、NPOねこだすけ代表工藤が講演しました。

このページのもう少し詳しい内容は、ねこだすけのブログ「地域猫 地域ねこ ちいきねこ」でご覧いただけます。

http://chiikineko.nekodasuke.main.jp/　地域猫　地域ねこ　ちいきねこ　検索

http://awn.sub.jp/qa/qa_iki_12.12.html

アニマルウエルフェア連絡会　愛護動物遺棄は犯罪です。

ねこだすけニュース45号（前回号）、2頁の寄稿『犬や猫を捨てると「犯罪者」です。』に関連した、新しい情報が上のタイトルのホームページで更新されていますので、一部を引用してお知らせいたします。尚、加筆訂正箇所もありますのでご容赦ください。

動物の愛護及び管理に関する法律の第44条の3項に「遺棄」犯罪の罰金がきめられていますが、この法律には「遺棄」の態様等に関する詳しい規定はありません。

このため、公の機関などに「遺棄」の規定を問い合わせる時、旧動物保護法（通称動管法・昭和48年施行・以下同じ）の第13条1項の「遺棄虐待」の規定をそのままに、遺棄と虐待を同じものとし、遺棄だけでは虐待犯罪にあたらないので無罪、などと勘違いして教示される場合があります。

また、刑法などの専門書房などが刊行する文献でも、現在の動愛法（但し略称、以下同じ）で、虐待と殺傷と遺棄がそれぞれ異なる三種の犯罪に変わっていることについての対処が遅れ、極めて不適切に解説される場合が多くあります。

更に旧動管法では動物の保護法益性は希薄でしたが、現動愛法では第一章の（目的）や（基本原則）に動物の保護法益性が強く含まれています。

遺棄の態様等が該当の法規法令に詳しく規定されていなのですから、問い合わせを受ける役人は、ご自分の考えだけの軽はずみな受け答えを控えなくてはいけません。

放逐あるいは放置された愛護動物が、衰弱等の虐待犯罪、或いは殺傷犯罪にあたらない場合に、愛護動物の保護を放棄して置き去ることが遺棄犯罪にならないという法規法令などの根拠があるのでしたら適切な解説をお願いしたいと思うのですが、そのような明確な法令等の条項を示されてたことはありません。

動愛法第44条の3項では文字通りの、愛護動物を捨てる。放っておく。などが遺棄犯罪です。

また、もし役人が人の遺棄にかかる民法の規定等をもって愛護動物遺棄犯罪を解説するのでしたら、民事不介入の原則を犯します。

国民から「遺棄」の問い合わせをうける立場のお役人の皆さまには、くれぐれも不適切なお返事をなさらないような御配慮が必要と考えます。

万が一問い合わせへのお答えに自信が不確かでしたら「遺棄について動愛法の規定は分かりにくいが、その態様等により愛護動物遺棄罪等にあたると判断される。」などと答えられると思うのです。　h26.4.15up

アニマルウエルフェア連絡会ホームページ
http://awn.sub.jp/

取材・インタビュー・調査などに少しづつですがねこだすけもお手伝いをさせていただきました。写真左から映画、上梓の書籍、研究資料を届けていただきました。映画監督、書籍の著作者、研究室研究生、それぞれの分野から、地域猫や動物愛護についての普及啓発を行っていただきました。

http://www.sepia.dti.ne.jp/tess/tess/
http://www.sepia.dti.ne.jp/tess/cat/

みんな生きている
「飼い主のいない猫と暮らして」
企画・監督・脚本・撮影・編集　泉悦子
製作・著作・配給（有）テス企画
2014年91分HDVカラーステレオ

知って得する！ペットトラブル
解決力アップの秘訣38！
弁護士　浅野明子著
大成出版社　定価本体1800円（税別）
A5判　図書コード3031

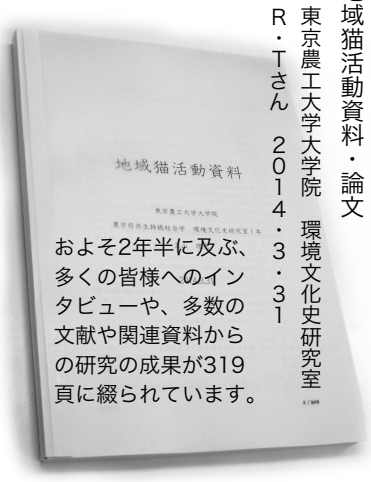

地域猫活動資料・論文
東京農工大学大学院　環境文化史研究室
R・Tさん　2014・3・31
およそ2年半に及ぶ、多くの皆様へのインタビューや、多数の文献や関連資料からの研究の成果が319頁に綴られています。